

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ヤマト福祉財団(以下「本財団」という。)定款第23条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本財団の役員等は無給とする。ただし、常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表1)常勤役員報酬基準表に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 3 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第 4 条 本財団の常勤役員の定例報酬月額、別表1の報酬基準表に基づき理事会決議の上、評議員会において定めるものとする。

(定例報酬の支給)

第 5 条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、本財団の母体であるヤマトホールディングス株式会社の給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(費 用)

第 6 条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

のとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公 表)

第 7 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第 8 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

第 3 条および第 4 条の表現を一部改訂（令和 7 年 6 月 11 日評議員会決議）

（別表 1）常勤役員の報酬等支給基準

項 目	内 容
定例役員報酬	月額 1,500,000 円を上限とする